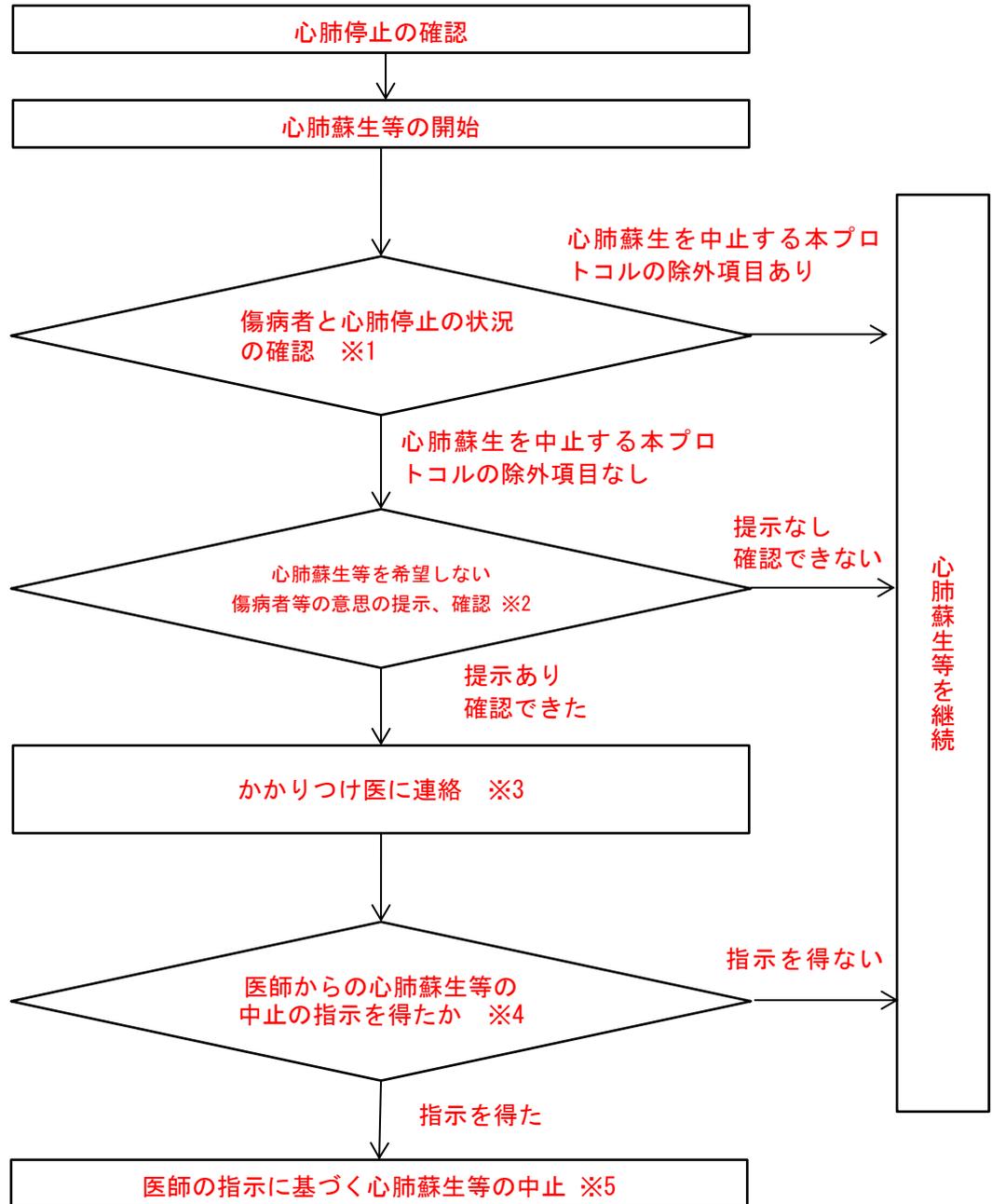


「心肺蘇生を望まない傷病者への対応プロトコル」



○ 基本的な事項

- ・ 傷病者が明らかに死亡している場合は、プロトコルの対象外である。
- ・ 心肺停止を確認したら、心肺蘇生等を希望しない旨の提示の有無にかかわらず、心肺蘇生等を開始する。
- ・ 判断に迷うことがあれば、心肺蘇生等の継続を優先する。
- ・ 心肺蘇生等の中止は、「処置の中止」であり、「死亡診断」を意味するものではない。

○ 備考

- ※1 ・ 心肺蘇生等を継続しつつ、心肺蘇生を中止する本プロトコルの除外項目の有無を確認する。
- ※2 ・ 心肺蘇生等を継続しつつ、意思表示の書面を確認する。救急隊側から積極的に傷病者の意思等を確認する必要はない。
- ・ 原則として、書面の提示をもって傷病者等の意思の提示とし、口頭で伝えられた場合は書面の有無を尋ねる。
- ※3 ・ 書面等に記載のある「かかりつけ医」に連絡する。
- ・ ※1、2で確認した状況を医師に伝え、判断を求める。
- ※4 ・ 医師の中止の指示は、「死亡診断」を意味するものではない。
- ※5 ・ 心肺蘇生等の中止後も、医師による死亡診断までは、命ある身体として傷病者に対応する。

# 人生の最終段階にある傷病者が心肺蘇生等を希望しない場合の対応について

## 1 はじめに

現在、救急現場において、心肺蘇生等（※1）を希望しないという傷病者等の意思が示され、救急隊が対応に苦慮する事案が見られるようになっている。

救命は救急活動の主眼であるが、人生の最終段階にある傷病者が心肺蘇生等を希望しない意思を示す場面に遭遇したとき、「医療倫理の四原則」の一つ、「自律尊厳の原則」に基づき、傷病者の意思を尊重した対応をとることも必要である。

特に一刻を争う救命の現場において、心肺蘇生等の実施を希望しない旨が示された場合、心肺蘇生等の中止の判断は医学的に行われるべきであり、かかりつけ医師の介在が不可欠である。

このように、心肺蘇生等の実施を希望しない傷病者本人又は代諾者（※2）の意思表示及び医師の指示事項等（※3）が記載された様式1若しくは同内容が記載された書面が示された場合、救急隊が行う心肺蘇生等の中止の判断は、指示書等に記載のあるかかりつけ医に連絡をとり、かかりつけ医の指示に基づき行われることが最も望ましい。

そこで、山梨県メディカルコントロール協議会では、心肺蘇生等の実施を希望しない旨が示された場合の救急隊の対応や、かかりつけ医による心肺蘇生等の中止の判断が適切に行われるよう、心肺蘇生を望まない傷病者への対応プロトコルを定め、傷病者全体の利益や傷病者個人の意思を尊重した救急活動を行うこととする。

※1 心肺停止の傷病者に対する胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせによる心肺蘇生、AEDを用いた除細動、さらには薬剤投与や気管挿管等の二次救命処置を含む。

※2 傷病者本人に十分な判断能力がない場合に本人に代わってその意思を代弁する者

※3 医師によるDNAR指示（Do Not Attempt Resuscitation Order）

## 2 心肺蘇生を望まない傷病者への対応プロトコル

### （1）心肺停止の確認と心肺蘇生等の開始

救急隊は、救急現場到着後、意識、呼吸、循環を確認する。  
心肺停止を確認した場合は、直ちに心肺蘇生等を開始する。

### （2）傷病者と心肺停止の状況の確認

救急隊は、心肺蘇生等を実施しながら、①傷病者の状況と、②心肺停止の状況について確認する。（図表1）

この確認の過程で、③除外項目（未成年、外因性心肺停止を疑う状況、または心肺蘇生等の継続を強く求める家族や関係者がいる場合）があれば、書面の提示の有無にかかわらず心肺蘇生等を継続し、医療機関等に搬送する。

また、傷病者が④明らかな死亡状態であるならば、プロトコル対象外である。

### (3) 医師の指示書等の書面の確認

家族等から心肺蘇生等を希望しない旨が医師の指示書等の書面で提示された場合は、「提示あり」として次のステップに進む。

口頭で伝えられた場合には、書面にて提示するように求める。

救急隊の使命である救命を主眼に置いて活動するため、救急隊側から積極的に傷病者の意思等を確認する必要はない。

書面による指示がない場合は、救急救命処置等プロトコルに従い活動する。

図表1 傷病者および心肺停止の状況の確認

|  |
|--|
| <p>① 傷病者の状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 年齢と性別</li><li>イ 瞳孔径の確認、対光反射の有無</li><li>ウ 皮膚の冷感の有無</li><li>エ 肘、膝関節の硬直の有無</li><li>オ 体幹、四肢下面の皮膚変色の有無</li><li>カ 心電図モニタの波形</li></ul> <p>※医師による心肺蘇生等の中止の指示があるまでは、適応波形には電気ショックを行う。</p>  |
| <p>② 心肺停止の状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 心肺停止に至った状況</li><li>イ 心肺停止の目撃の有無</li><li>ウ 家族や関係者による心肺蘇生の実施の有無</li><li>エ 家族や関係者の心肺蘇生等の希望の状況</li><li>オ 心肺停止に至るまでの既往歴、生活歴</li></ul>  |
| <p>③ 除外項目（以下に該当すれば心肺蘇生等を継続する。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 未成年</li><li>イ 外因性心肺停止を疑う状況（交通事故、自傷、他害、中毒、窒息、熱中症、偶発性低体温症等）</li><li>ウ 心肺蘇生等の継続を強く求める家族や関係者がいる場合</li></ul>   |
| <p>④ プロトコル対象外</p> <p>傷病者が明らかな死亡状態（以下ア又はイ）ならばプロトコル対象外である</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 一見して死亡と判断できるもの。<ul style="list-style-type: none"><li>1 頸部または体幹部が切断されている場合</li><li>2 全身に腐敗がみられる場合</li></ul></li><li>イ 次の6項目をすべて満たすもの<ul style="list-style-type: none"><li>1 意識レベルがJCS300 であること。</li><li>2 呼吸が全く感じられないこと。</li><li>3 総頸動脈で、脈拍が全く触知できないこと。<ul style="list-style-type: none"><li>※ 心電図モニターで心静止を確認し、30 秒以上記録する。</li></ul></li><li>4 瞳孔の散大が認められ、対光反射が全くないこと。</li><li>5 体温が感ぜられず、冷感が認められること。<ul style="list-style-type: none"><li>※ 体温計を使用して測定することが望ましい。</li></ul></li><li>6 死後硬直または、死斑が認められること。<ul style="list-style-type: none"><li>※ 下顎部の硬直は心肺停止直後に認められることがあるので、四肢の硬直を必ず確認する。</li><li>※ 死斑は心停止後約30分で薄く出現しはじめ、2時間ではっきりとし、6～10時間で著明となる。</li></ul></li></ul></li></ul> |

#### (4) 提示された書面の内容の確認

心肺蘇生等に関する医師の指示書（様式1）若しくは同内容が記載された書面について、①傷病者等の記載に関すること、②かかりつけ医の記載に関することを確認する。（図表2）

医師の指示書の確認は、心肺蘇生等を中止することなく行う。

図表2 提示された書面の確認

|   |
|---|
| ① 傷病者等の記載に関すること<br>ア 心肺蘇生等を希望しない旨の表示<br>イ 傷病者または代諾者による署名<br>※書面に記載の氏名と心肺停止傷病者とが一致することを家族、関係者に確認する。<br>ウ 傷病者または代諾者が署名した年月日 |
| ② かかりつけ医の記載に関すること<br>ア かかりつけ医による心肺蘇生等を実施しない旨の指示<br>イ かかりつけ医の署名（もしくは記名と捺印）<br>ウ かかりつけ医の署名（もしくは記名と捺印）した年月日<br>エ かかりつけ医の連絡先  |

#### (5) かかりつけ医（※4）への連絡

救急隊は、ここまでの過程で心肺蘇生等を中止することが適切であると判断した場合には、指示書等に記載のあるかかりつけ医に連絡をとる。そして、傷病者と心肺停止の状況や、指示書等の書面の内容について伝える。

連絡を受けたかかりつけ医は、傷病者と心肺停止の状況等の報告を受けたうえで、人生の最終段階に至る原因となった病態による心肺停止であることが十分に推測される等、心肺蘇生等の中止が不適切な状況でないと判断できた場合であって、かつ、提示された書面の内容の確認で、①傷病者等の記載に関すること、②かかりつけ医の記載に関することのすべての記載が確認できた場合には、心肺蘇生等の中止を指示する。

なお、医師の心肺蘇生等の中止の指示は、死亡診断を意味するものではない。

※4 かかりつけ医とは、医師の指示書に署名した医師又は傷病者の状態を共有している医師をいう。

#### (6) 医師の指示に基づく心肺蘇生等の中止とその後の対応

かかりつけ医により心肺蘇生等の中止の指示があった場合、救急隊は、かかりつけ医に速やかに救急現場に駆けつけることを依頼する等、医師に傷病者を引き継ぐ。

家族や関係者に医師から指示があったことを伝え、心肺蘇生等を中止する。中止後は、かかりつけ医の指示に従う。

心肺蘇生等の中止後も、医師によって死亡診断されるまでは、命ある身体として傷病者に対応すること。

(7) 救急活動記録票等への必要事項の記載と事後検証

医師の指示に基づいて心肺蘇生等を中止したか、もしくはそれを検討した際には、図表3の項目等について救急活動記録票等に記載する。

本プロトコルにより活動した事例については、事後検証を行うこととする。

図表3 救急活動記録票への記載項目

|   |
|---|
| ① 医師の指示書等の書面に関すること<br>ア 書面を確認した時刻<br>イ 傷病者等の記載に関すること (図表2参照)<br>ウ かかりつけ医の記載に関すること (図表2参照)<br>エ 書面の患者名と傷病者が同一人であることを確認した方法<br>オ 書面等を確認した者の氏名 |
| ② 傷病者と心肺停止の状況に関すること<br>ア 傷病者の状況 (図表1参照) と確認した時刻<br>イ 心肺停止の状況 (図表1参照) と確認した時刻<br>ウ 除外項目 (心肺蘇生等の中止を検討したが、医療機関等に搬送した場合)                        |
| ③ かかりつけ医との連絡に関すること<br>ア かかりつけ医への連絡の有無、その時刻<br>イ かかりつけ医の所属医療機関の名称、医師の氏名<br>ウ かかりつけ医からの指示、指導・助言内容   |
| ④ 救急隊の活動内容に関すること<br>ア 救急隊の処置内容とその時刻 (中止した処置も含めて記載)<br>イ 家族、関係者への説明内容 (かかりつけ医からの指示、指導・助言の内容、搬送予定医療機関の名称等)                                    |